



กรมสรรพากร  
THE REVENUE DEPARTMENT



# IBCの業務範囲と 税制優遇措置

タイ財務省  
歳入局

# What is IBC

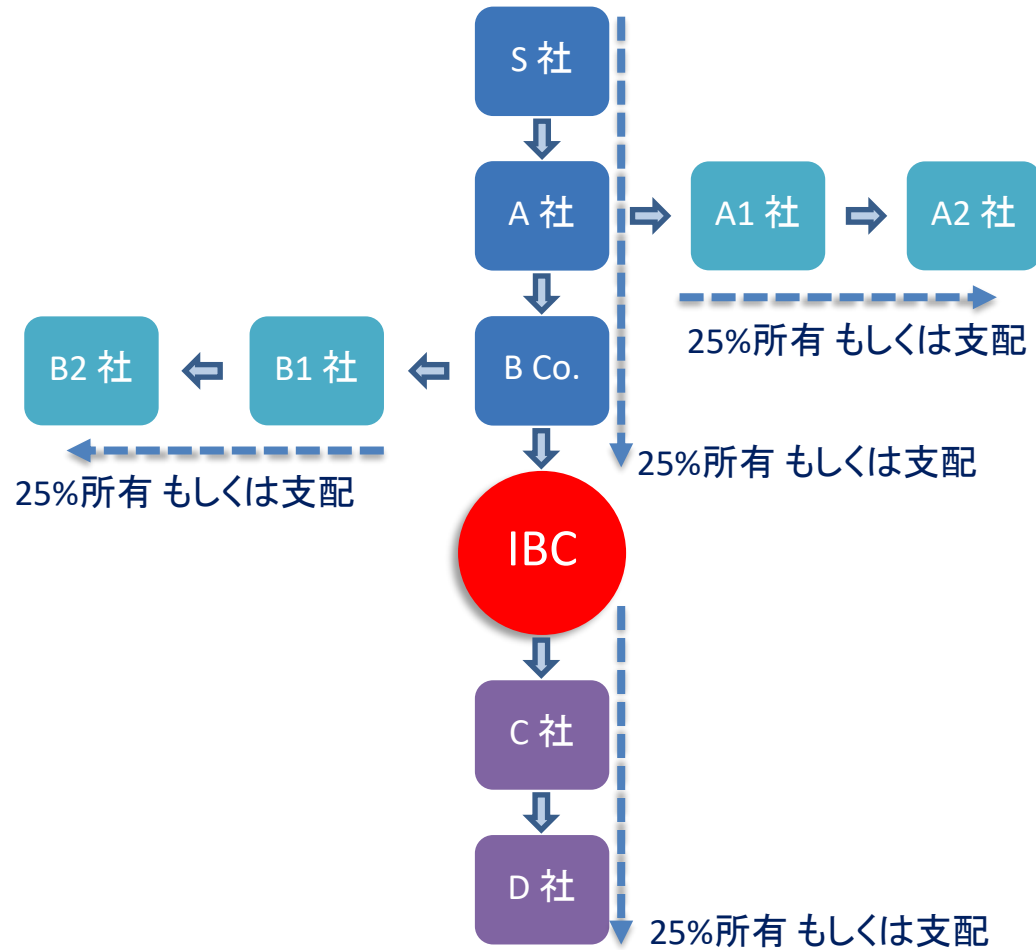
タイの法律に基づいて設立された会社で関連企業に対して管理サービス、技術サービス、支援サービス、または財務管理サービスを提供するため、あるいは国際貿易を行うために設立されたそれ。

本社業務

認可を受けた  
財務センター  
事業

国際貿易業務

# 関連会社



IBCの株式を直接的または間接的にその総資本の25%以上を保有する会社

ボックス 1

IBCを支配または監督する権限を持つ会社

ボックス 4

IBCが直接的または間接的にその総資本の25%以上を保有する会社

IBCが支配または監督する権限を持つ会社

ボックス1の会社がその総資本の25%以上を直接的または間接的に保有する会社

ボックス4の会社が支配権または監督権を有する会社

# 法人所得税優遇措置

- 適格なIBC所得からの純利益に対する法人所得税(CIT)率の減免
- 適格なIBC所得には以下が含まれる:
  - タイ国内外の関連会社への事務管理サービス、技術サービス、サポートサービス、または財務管理サービスの提供から得られる所得
  - タイ国内外の関連会社から受け取るロイヤルティ(但しタイ国内で実施された技術研究開発の成果から生じるものに限定)

# 法人所得税優遇措置 (続き)

- 対象となるIBC所得には国際貿易から得られる所得は含まれない。
  - 国際貿易事業は個人所得税の優遇措置のみが受けられる。
- 法人所得税率は以下のとおり軽減される。
  - 8%軽減対象 会計期間中にIBCがタイ国内の受取人に対して6,000万バーツ以上の支出を行った場合。
  - 5%軽減対象 会計期間中にIBCがタイ国内の受取人に対して3億バーツ以上の支出を行った場合。
  - 3%軽減対象 会計期間中にIBCがタイ国内の受取人に対して6億バーツ以上の支出を行った場合。
- タイ国内または海外の関連会社から受け取った配当金は法人所得税が免除される。

# 特定事業への税制上優遇措置



- タイ国内外の関連企業への財務管理サービスの提供から得られる総収入に対する特定事業税 (SBT) の免除

# 源泉徴収税の恩典

- IBCが外国法に基づいて設立されていてタイ国内で事業を行っていない企業または法人パートナーシップに支払う配当金に対する源泉徴収税(WHT)の免除
- IBCが外国法に基づいて設立されていてタイ国内で事業を行っていない企業または法人パートナーシップに支払う利息に対する源泉徴収税の免除。但しIBCがタイ国内外の関連企業に再貸付するために借り入れた融資に対する利息のみを免除とし対象はIBCが財務管理サービスを提供する目的で借り入れた融資に限る。

# 個人所得税控除

- IBCに勤務する外国人従業員\*に対する個人所得税(PIT)の税率を累進税率(最高35%)から15%に引き下げられる。

\* IBCでの勤務による所得が歳入法第50条(1)項に従って計算された所得の15%を超える源泉徴収税が課される従業員。

# 期間

- 15会計期間
  - IBC申請が承認された会計期間の次の期間をIBCの税制優遇措置の最初の会計期間とするか、または
  - IBC申請が承認された会計期間でその会計期間が12ヶ月未満であってもこれをIBCの税制優遇措置の最初の会計期間とする。

# 申請方法

- e-申請(電子申請)
- 事業計画書、タイ国内外の関連企業の詳細、その他の補足書類を電子で提出

\* 国際貿易事業における個人所得税優遇措置を申請できるのは本社事業または財務センター事業において税制優遇措置を申請している企業に限る。

# 応募要件

- 払込資本金が1,000万バーツ以上である事
- 知識と技能を有する従業員が10名以上いる事(但しIBCが資金管理センターとしてのみ機能する場合は知識と技能を有する従業員が5名以上いる事)

# 税額控除およびに免除の要件

- 払込資本金が1,000万バーツ以上である事
- 知識と技能を有する従業員が10名以上いる事(但しIBCが資金管理センターとしてのみ機能する場合は5名以上)
- 対象会計期間中にタイ国内の受取人に対して6,000万バーツ以上の支出を行った事
- タイ国内または海外の関連会社に対し管理サービス、技術サービス、支援サービス、または財務管理サービスを提供した事があること

# 税額控除およびに免除の要件(続き)

- 歳入局長が定めるその他の規則(第13号)仏暦2562年(2019年)の遵守
- \* IBCが会計期間において何れかの要件を満たしていない場合には当該会計期間における税制上の優遇措置を受ける権利は停止される。
- \*\* IBCの税制上の優遇措置を受ける権利が2会計期間以上継続して停止されている場合またはIBCがIBC会社としての特性を欠いている場合歳入局長は最初の会計期間から税制上の優遇措置を取り消す事ができる。



กรมสรรพากร  
THE REVENUE DEPARTMENT



ありがとうございました。